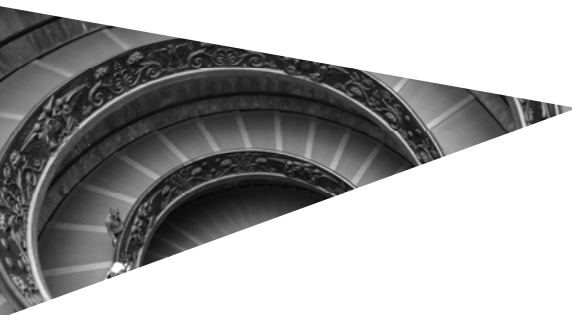


Japan Business Services



JBS update in Europe

In this issue

Europe / Global 共通

税務.....	1
IFRS.....	1
US GAAP.....	2
日本の会計.....	2
その他.....	3

Country updates

ベルギー.....	4
フランス.....	4
ドイツ.....	5
オランダ.....	5
ポーランド.....	6
ロシア.....	6
スペイン.....	6
スイス.....	7
英国.....	7

Contacts.....	8
---------------	---

本ニュースレターは、アーンスト・アンド・ヤングの各メンバーファーム発行のニュースレター等の一部を抜粋し、加筆および編集をしたものです。詳細情報や曖昧な箇所については、各ニュースレター等の原文をご参照ください。各ニュースレターは、Eメールで配信していますので、ご希望の方は8ページの各国担当者までお知らせください。

Europe/Global 共通

税務

EU tax news

Ernst & Young では、2ヶ月に一度 EU 加盟国にビジネス拠点を有する多国籍企業向けに EU tax news を発行しております。当該 News では EU 加盟国各国の直接税および間接税についてのアップデートはもとより、各時期におけるホットな税務トピックスをご紹介します。最近では、欧州委員会が発表した EU 域内の各国における源泉課税制度の簡素化等のトピックを 11 月・12 月号で、リスボン条約(既存の欧州連合の基本条約を修正する条約)発効(昨年 12 月 1 日より)に伴う税務上のインパクト等のトピックを 1 月号・2 月号で紹介しております。

IFRS

IASB、IFRS 第 9 号「金融商品」を公表

IASB(国際会計基準委員会)は、IAS 第 39 号「金融商品:認識および測定」を新基準に置き換えるプロジェクトのフェーズ 1 として、IFRS 第 9 号「金融商品」を公表しました。このプロジェクトのフェーズ 1 では、金融資産の新しい分類および測定の枠組みを定めました。

IFRS 第 9 号は、複雑性を低減させ、投資家が財務諸表を理解しやすくするよう、金融商品の分類および測定の方法を取り扱うことを目的としています。Ernst & Young および新日本有限責任監査法人では当公表に関する Outlook を発行しております。

IASB、償却原価および減損に関する公開草案を公表

IASB は、金融商品の償却原価測定および減損に関する公開草案をコメント募集のために公表しました。本公開草案における提案は、上記の IAS 第 39 号を置き換えるプロジェクトの第 2 フェーズを形成するものです。コメントの提出期限は 2010 年 6 月 30 日です。Ernst & Young および新日本有限責任監査法人では当公表に関する Outlook を発行しております。

IASB、負債の測定に関する公開草案を公表

IASB は、IAS 第 37 号「引当金、偶発債務および偶発資産」の測定に関する部分を改訂する公開草案「IAS 第 37 号における負債の測定」を公表しました。IAS 第 37 号は、他の IFRS が対象としない負債に適用され、例えば資産の廃棄、環境保全、現状回復、不利な契約および訴訟により発生する債務等が適用対象となります。今回の公開草案では、負債は企業が債務から解放されるために合理的に支払う金額で測定されることとされており、この金額は負債をキャンセルできる場合又は移転できる場合には、それらのうち低い額になります。Ernst & Young および新日本有限責任監査法人では当公表に関する Outlook を発行しております。

Ernst & Young、Talking SMEs シリーズを開始

Ernst & Young から、「Talking SMEs」という新しいシリーズが発行されました。第 1 号は、中小企業向け IFRS (IFRS for SMEs) の適用を希望する企業が考慮すべき検討事項および要素を取り上げています。例えば、中小企業 (SME) の定義、財務諸表利用者のニーズへの対応、税務上の問題、法令および規制の遵守などが挙げられます。第 2 号以降は、会計基準の適用から発生する特定の会計上の問題を取り上げます。当該シリーズは、Ernst & Young のホームページにてご覧いただけます。

US GAAP

FASB、米国会計基準体系化およびクイックリファレンスガイド

2009 年 9 月 15 日以降に終了する四半期および事業年度より米証券取引委員会 (SEC) から公表される

ルールや解釈指針を除き、FASB Accounting Standard Codification (Codification) が、民間企業にとって米国で一般に公正妥当と認められる会計基準 (GAAP) の唯一の公式なソースとなります。Codification は米国会計基準の変更を意図するものではなく、数多くの米国会計基準の基準書・意見書等を項目別に編集し、全ての項目を一貫した体系で表示することを目的としたものです。米国会計基準の体系を再構築することは報告企業の財務諸表における会計基準参照の方法や XBRL への対応方法に影響を与えます。また、Codification は米財務会計基準審議会 (FASB) が新しいガイダンスをアップデートする方法も変更しました。

Ernst & Young の Hot Topic ではこれらの問題に加え Codification に対する SEC や公開会社会計監督委員会 (PCAOB) の最近の対応を解説しております。また、Hot Topic 中には、クイックリファレンスガイドとして Codification 中の Topic と一部の主要な Subtopic の一覧および Codification 前の財務会計基準書と Codification Topic の一般的な対応表を添付しております。

FASB、ソフトウェア収益認識基準の修正

2009 年 10 月、FASB は Accounting Standard Update 2009-14「ソフトウェアを含む特定の売上契約」(ASU 2009-14) を公表しました。ASU2009-14 は企業がハードウェアとソフトウェアの両方を含む売上契約の会計処理に大きな影響を与えることが見込まれます。ASU2009-14 はソフトウェア収益の認識に関する基準が適用される契約の範囲を修正することにより、従来 Accounting Standard Codification 985-605「ソフトウェア収益の認識」が適用されていた多くの契約をその適用から除外しております。

ASU2009-14 は 2010 年 6 月 15 日以後開始する事業年度より適用され、遡及適用・非遡及適用の選択肢が与えられております。早期適用も認められていますが、企業は ASU2009-14 と ASU2009-13 による修正後の ASC 602-25「収益の認識－複数要素を含む売上契約」を同じ方法(遡及適用・非遡及適用)によって、同時期に適用することが求められております。

日本の会計

金融庁、IFRS の導入に関する内閣府令を確定

金融庁は平成 21 年 12 月 11 日、「連結財務諸表の用語、様式および作成方法に関する規則等」の一部を改

正する内閣府令」を公布し、同府令は同日施行されました。これにより一定の基準を満たす特定会社は平成 22 年 3 月 31 日終了連結会計年度から、IFRS を任意適用できることとなります。同府令ではいわゆる並行開示(複数の会計基準による比較開示)についても規定しており、適用初年度における開示事項、2 年目以降の開示事項およびそれらの監査対象も明らかにしています。詳細につきましては新日本有限責任監査法人より Outlook が発行されておりますのでご参照ください。

なお、金融庁は平成 21 年 12 月 18 日に IFRS に基づく連結財務諸表の開示例についても併せて公表しています。

企業会計基準委員会、企業会計基準公開草案第 35 号「包括利益の表示に関する会計基準(案)」および関連する他の会計基準等の改正に係る公開草案を公表

企業会計基準委員会は平成 21 年 12 月 25 日、企業会計基準公開草案第 35 号「包括利益の表示に関する会計基準(案)」を公表し、同公開草案について広くコメントを求めています。公開草案は、会計基準の国際的なコンバージェンスの取組みの一環として、新たに「包括利益」概念を用いることを提案するものであり、平成 22 年 4 月 1 日以降開始する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用することを検討しています。なお、同公開草案の公表に併せ、既存の会計基準における必要な改正についても公開草案を公表しています。

その他

Ernst & Young、減損に関する調査・分析の発表

Ernst & Young は 2010 年 1 月、「Meeting today's financial challenges」と題した資産の減損に関する調査および分析の結果を発表しました。

企業または企業が保有する資産の評価は、いまだかつてないほど困難であり、先行きの見え難い状況が続く中、さらに難易度を増すと考えられます。このような状況下で、世界の財務情報の利用者である機関投資家、アナリストおよび金融機関 170 名に 2009 年 9 月から 10 月にかけてアンケートを行ない、彼らが減損に関する開示をどのように解釈しているのか、減損を分析する上でどのような情報が最も有益なのかを分析し、さらにこの先 18 - 24 ヶ月の見通しを調査したものです。

調査において、回答者の過半数はグローバルな景気回復がまだ始まっていないと回答しました。回答者の中で金融機関が最も悲観的でした。

回答者の大多数は、現在報告されている減損の水準が予測値を下回っていることを指摘し、特に不動産、金融、自動車業界においてさらに減損が発生することを予想しています。さらに回答の 90%以上が、今後 12 - 18 ヶ月のキャッシュ・フロー予測が大変困難であること、また、減損に関する開示情報を投融資の判断材料に使用することを明らかにしました。

経営陣は減損に関する情報を開示する際に、減損の原因、金額に加えて、それが企業の将来にどのように影響するかを明確に伝える必要があります。

Country updates

ベルギー

オフバランス取引、関連当事者取引の開示に関する会計基準の新設

ベルギー会計基準の改正により、2008年9月以降開始する事業年度に係る財務諸表よりオフバランス取引、関連当事者取引に関する注記が必要となりました。とくに関連当事者取引に関しては、会計監査人より移転価格文書の提示が求められる可能性もありますので、留意が必要となります。

受取配当免税に関する改正

ベルギー税務当局は、欧州司法裁判所による判決に伴い、EU域外の第3国からの配当に関するベルギー資本参加免税上の取り扱いについて新しいCircular Letterを公布しました。これにより無差別条項を含んだ租税条約締結国からの配当については、EU域内国からの配当と同様に、ベルギー会社の所得金額がマイナスである場合にもこの特典を享受できることとなりました。

みなし資本利子控除 - 上限 3.8% の設定

ベルギーみなし資本利子控除制度(適格資本に対するみなし利子を認め課税所得より控除する制度)に適用する利子率については、通常、所得年度の前年におけるベルギー国債(10年)の平均利子率が適用されます(中小企業は+0.5%)。しかしながら2011年および2012年税務年度については、世界金融危機の影響によりみなし資本利子控除の適用利子率に上限(最大3.8%、中小企業については4.3%)が設けられることとなりました。

フランス

移転価格文書化義務が法制化

移転価格に関する文書化は、これまで法令上義務ではないものの、税務調査への実務上の対応を考慮した場合、事実上必要と言われていましたが、2009年末に可決された財政法により、この文書化義務が法制化されました。

適用会社の基準のひとつに4億ユーロ以上の総資産または売上という基準がありますが、この基準は、国外のグループ企業も含めて判断することになるため、殆どの日系企業は対象となります。

作成すべき文書には、フランスの会社が属するグループに関する一般的な情報(グループ構成、ビジネス、機能、所有する資産とリスク、移転価格に関するグループの方針)とフランスの会社の個別的な情報(事業、取引、取引価格の決定方法、機能分析)が記載されていなければなりません。

税務調査の際、要求後30日以内に適切な文書を提示出来なければ、調査年度毎に最低1万ユーロの罰金、さらに、税務更正額の最高5%の罰金が課されますので、速やか、かつ、十分な事前対応が必要となります。

職業税の廃止と、国土経済納付金の導入

2009年末に可決された財政法により、地方財源の要の一つであった職業税(Taxe Professionnelle: 地方税)が廃止され、新たに代替税として、国土経済納付金(Contribution Economique Territoriale)制度が導入されることになりました。

職業税は不動産および固定資産(動産)の税務の賃貸価格を課税標準として計算され、納税額は付加価値の3.5%を上限とされていました。

一方、国土経済納付金は不動産の税務上の賃貸価格を基礎として計算される部分と、企業の付加価値から計算される部分に分けられ、原則それを合計した額が納税額となり、付加価値の3.0%が上限となります。

国土経済納付金では、固定資産(動産)が計算の対象外となったことに伴い、多額の固定資産(動産)を用いる工場を有している業態にとっては、以前に比べ納税額が少なくなり、工場を国内に維持するためには有利に働きますが、固定資産(動産)を殆ど利用しない付加価値が高い業態(金融業・サービス業など)では、納税額が増加し、負担が増える結果となります。

非居住者向支払利息への国内源泉税免除が一般化

2009年末可決の財政法は、フランス居住者がフランス非居住者に支払う利息に対しては、いわゆる非協力国(Non Cooperative Countries)向けのものでない限り、フランス税法に基づく国内源泉税の対象としないこととしました。この適用は2010年3月1日以降支払われる利息に適用されます。

この規定により、同日以降に支払われる利息については、フランス租税法典第131条の4に規定されている、フランス税法に基づく国内源泉税免除の一般的要件、すなわちローン契約に関する各種条件や資金移動に関

する各種条件を満たす必要がなくなり、手続が簡易になりました。

ドイツ

経済成長促進法の公布

保守連合 (CDU/CSU) および自由民主党 (FDP) による連立政権が締結した連立協定の合意内容を受けた「経済成長促進法 “Act to Accelerate Economic Growth”」が 2009 年 12 月 30 日に官報に公布され、2010 年 1 月 1 日に施行されています。この法律はドイツ企業を取り巻く最近の経済環境をより厳しいものにして、2008 年の企業収益税改正法により導入された規定の廃止を主な目的としています。主要な改正項目としては以下があげられます。

- ▶ 繰越欠損金の利用制限
- ▶ 利息の損金算入制限
- ▶ グループ内事業再編の場合の不動産取得税免除
- ▶ 営業税上の加算比率の引き下げ(不動産賃借料)
- ▶ 少額固定資産の償却

ホテル宿泊料に対する VAT 率の引き下げ

経済成長促進法により 2010 年 1 月 1 日以降提供される短期宿泊サービスに適用される税率が一般税率 19% から軽減税率 7% に引き下げられています。尚、宿泊施設内での食事代や電話代、会議場の使用等、宿泊サービスに直接関連しない役務についてはこれらが宿泊請求書に含まれる場合であっても 19% の一般税率が適用されます。

機能移転通達の公表

2009 年 7 月 17 日に連邦財務省はクロスボーダー機能移転に関する通達案を公表しています。通達は 2008 年以降適用されている機能移転に関わる国際取引課税法上の規定および機能移転に関する財務省法令の適用に関する取り扱いを規定しています。

オランダ

水平的モニタリング制度導入に関する最新情報 - オランダ駐在員の個人所得税への適用

駐在員の個人所得税申告は、駐在員、その勤務先企業および申告書作成者にとって、適切な申告をする為

の所得情報の収集に多大な労力を費やす作業ですが、手続の簡素化がオランダ税務当局により検討されています。

現在検討中のこの制度では、定期的な税務調査による更正の代わりに、個人所得税の申告の度に不明点を当局と協議し、その場で修正を行います。この制度導入により、税務調査の機会は減ることになり、同時に、個々の駐在員および企業の負担も軽減されることが期待されています。なお、これらの制度は、現在、水平的モニタリングとして法人税中心にオランダ当局と納税義務者にて幅広く議論がされていますが、個人所得税の取り扱いへの拡大は、さらに水平的モニタリングの門戸を広げるものになると思われます。

現時点では、オランダ当局から、この制度の詳細や適用条件などについてはまだ公表されておられません。想定としては、駐在員の多い企業から取り組みが開始されると思われますが、人数が少ない会社も適用が可能になる予定です。また、この制度の利用の前提条件として、駐在員の給与所得以外の他の所得が基本的にない事が挙げられています。

日本の社会保険料に係るオランダ税務上の取り扱い

従来より、日本の社会保険料をオランダ税務上どのように取り扱うかに関しては議論がございましたが、オランダ税務当局は 2006 年の最高裁判決を元に、その取り扱いを明確にいたしました。

その方針の大部分は、日本にて継続加入の社会保険料につき、課税所得から控除或いは非課税との取り扱いがなされていますので、既に、これら日本の社会保険料がオランダの給与所得課税計算に取り込まれている場合には所得税還付の可能性がります。一方、今までの所得税計算に含まれていない場合には、今後の税務調査により、一定の社会保険料について課税所得に加算し追加納税が要求される場合が想定されます。

ボックス課税導入なし

オランダ税制改正案として 2009 年 6 月に出された利子ボックス法案は日本企業にも大変関心の高いトピックでした。この度、オランダ財務省は納税者、各産業界の代表、税務アドバイザーなどに聴き取り調査を行い、利子ボックス課税導入を撤廃するという結論に達し、2009 年 12 月 5 日に議会に改正に関する公認文書を提出しました。

今回の改正の概要

- ▶ 強制的グループ・利子・ボックス制度の導入なし
- ▶ 株式への投資のための借入金利息の損金算入制限の導入なし
- ▶ EBITDA (30%)に基づくアーニング・ストリップिंग・ルール¹の導入なし
- ▶ 被買収企業が買収後に連結納税グループに加入した場合、買収のための借入金の利息を連結納税グループ内で相殺する際の制限(2011年1月1日より)
- ▶ 海外支店損失とオランダ法人の本店の利益との相殺制度の制限の導入(2011年1月1日より)

日本の投資家による嘆願活動は効を奏し、利子ボックス課税導入は廃止される運びとなりました。オランダ政府は日本を含めた海外からの投資はオランダ経済にとって重要であると考え、海外投資家の希望を取り入れる姿勢を示し、競争性のある法人税制の改正に努めています。なお、資本参加免税の緩和は2010年1月1日から施行されます。

日蘭租税条約、基本合意

- 親子会社間の配当源泉税は免税

2009年12月18日、日本国財務省にて、日本およびオランダ王国政府との新たな租税条約について基本合意がなされたことが公表されました。

新租税条約においては、現行の租税条約の内容が全面的に見直しがされ、脱税および租税回避行為の措置を設けながら、2国間の投資・経済交流をさらに促進することが期待されています。

ポーランド

財務省、新しい移転価格規則の公布

財務省は、関連当事者との取引で利益の調整をする場合において、企業の収入を計算する方法と二重課税を排除する方法の規則を公布しました。この規則は、2009年9月10日に採択され、2009年10月14日より施行されています。

この規則によって導入される最も重要な改正は、特定の取引において契約者である国外の関連者が獲得した利益がその居住国で税務当局によって調整される場合

に、二重課税を排除するための特別な手順が規定されていることです。

詳しくは冒頭「共通 税務」にて紹介しております EU Tax news issue 35 (page 10) をご覧ください。

欧州委員会、ポーランドに対して VAT の還付に関する命令違反の手續に着手

欧州委員会は、別の加盟国に定住している課税対象者に対する VAT に関して、行政上の慣行を変えることを要求する意見をポーランドに送りました。

詳しくは冒頭「共通 税務」にて紹介しております EU Tax news issue 34 (page 14) をご覧ください。

ロシア

Doing Business in Russia の発行

Ernst & Young CIS (モスクワ事務所)では、ロシアでビジネスを展開している外資系企業のマネジメントの方々のために、ロシアの税制、会計、会社法の概要を簡潔に説明することを目的として「Doing Business in Russia」を毎年発行しています。この小冊子は、2009年6月1日現在における Ernst & Young の実務に基づいて作成されていますが、ロシアでは法制度の変更が頻繁にありますので、実際のお取引にあたっては、最新の情報を専門家にご確認ください。

スペイン

2010 年度スペイン国家予算法の可決

2010 年度の税制改正が盛り込まれた国家予算法が 2009 年 12 月 23 日 議会で可決されました。

主な税制改正点としては、法人税法における銀行利息・配当などに課される源泉税の変更、中小企業支援と雇用維持を目指した新規措置の導入、個人所得税法における勤労者控除の取り扱いの変更、駐在員の税務上の非居住者扱いの要件の変更、および 7 月からの付加価値税の税率変更などがあります。

スイス

日・スイス経済連携協定の発効

2009年9月1日、日本とスイスの間の経済連携協定(正式名称「日本国とスイス連邦との間の自由な貿易および経済上の連携に関する協定」)が正式発効されました。本協定の発効により、両国の往復貿易額の99%以上を占める物品の関税が、10年以内に撤廃されることとなります。鉱工業品については、協定発効と同時にほぼ全ての物品の関税が即時撤廃されております。

本協定は、日本にとって欧州諸国との間の初の経済連携協定(EPA)であるという意味で画期的である他、原産地証明の手続きに関し、これまで日本のEPAで採用されてきた第三者証明制度に加え、認定輸出者による自己認定制度が導入された点が特徴的です。当該制度の導入により、輸出者の貿易実務が大幅に簡素化・迅速化されることが期待されます。

なお、スイスは欧州連合(EU)との間にも自由貿易協定を締結している関係から、EU輸入時に関税が課される製品を取り扱う日系企業においては、本協定の更なる活用の可能性の一つとして、スイスへの加工拠点の移管が挙げられます。本協定を適用してスイスに無税で輸入した日本産の部品や原材料を用いてスイスで再加工を行うことにより、無税もしくは低関税でEU市場に輸入できるようになる可能性があります。

英国

英国過少資本税制に係る集団訴訟に係る高等法院の判決

2009年11月17日、ロンドン高等法院は、2004年以前の英国の過少資本税制に係るルールはEU法の設立自由の原則に反する為、「純粋な商業上の理由」を有する取引に対しては適用すべきではないとの判決を下しました。特筆すべきは、高等法院は、「純粋な商業上の理由」が欠如している事を税務当局側で立証しなければならぬとしていますので、今後控訴院に上訴される見込みはあるものの、当時、本規定の適用を受けた企業は、既往の過払税金の還付を考慮し、今後の動向を注視する必要が有ります。

詳しくは冒頭「共通 税務」にて紹介しております EU Tax news issue 35 (page 10) をご覧ください。

Pre Budget Report の公表

英国政府は2009年12月9日に Pre-Budget Report 2009 を公表しました。今回の発表は、日系多国籍企業にとって昨年ほど関心が高い項目は発表されませんでした。国外支店の所得免税措置が提案されたり、発表まで様々な噂が飛び交った繰越欠損金の制限措置についての処遇が明らかになったり等、無視できない項目も織り込まれております。日本語での税目別の主なポイントは別途発行しておりますニュースレターをご覧ください。

輸出入通関手続きに関する簡易化措置

英国税務当局(HMRC)は、関税法に規定する輸出入通関手続きに関する簡易化措置の要件に関し、改正の方向性を発表しました。具体的には、今後、当該簡易化措置の申請を行う事業者又は既に承認を受けている事業者は、認定事業者(Authorized Economic Operator:AEO)の認定を受ける際に必要な要件と同等レベルの手続きが期待され、当該要件を充足しない場合には、申請却下又は承認の取消が行われる事が予想されます。

Contacts

Country	Name	Email Telephone
Belgium	Takashi Inayoshi 稲吉 崇	takashi.inayoshi@be.ey.com +32 2 774 9238
Czech Republic	Kazuaki Tominaga 富永 和晃	Kazuaki.Tominaga@cz.ey.com +420 225 335 552
France	Hitoshi Endo 遠藤 仁	hitoshi.endo@fr.ey.com +33 1 46 93 62 18
Germany	Takuji Kuniyoshi 国吉 卓司 (Dusseldorf)	takuji.kuniyoshi@de.ey.com +49 211 9352 10316
	Zonne Takahashi 高橋 存根 (Frankfurt)	zonne.takahashi@de.ey.com +49 6196 996 27437
Italy	Takahiro Kitte 切手 崇博	takahiro.kitte@it.ey.com +39 02 8066 9230
Netherlands	Hideki Tominaga 富永 英樹	hideki.tominaga@nl.ey.com +31 88 4071723
Poland	Rio Chikuma 竹馬 理央	rio.chikuma@pl.ey.com +48 22 557 7040
Russia	Yuko Fite 松本 ファイト 裕子	Yuko.Fite@ru.ey.com +7 495 755 9759
Spain	Tomoko Noguchi 野口 倫子	Tomoko.Noguchi@es.ey.com +34 91 5727753
Switzerland	Katsura Suzuki 鈴木 桂	katsura.suzuki@ch.ey.com +41 58 286 3594
United Kingdom	Tokuya Takizawa 滝澤 徳也	ttakizawa@uk.ey.com +44 20 7951 5335
	Emi Kono 河野 絵美 (税務)	ekono@uk.ey.com +44 20 7951 1727

Comments or general inquiries regarding this newsletter may be directed to our communication team at:

JBS@uk.ey.com

About Ernst & Young

Ernst & Young is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. Worldwide, our 144,000 people are united by our shared values and an unwavering commitment to quality. We make a difference by helping our people, our clients and our wider communities achieve their potential.

Ernst & Young refers to the global organization of member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. For more information about our organization, please visit www.ey.com.

© 2010 EYGM Limited.
All Rights Reserved.

This publication contains information in summary form and is therefore intended for general guidance only. It is not intended to be a substitute for detailed research or the exercise of professional judgment. Neither EYGM Limited nor any other member of the global Ernst & Young organization can accept any responsibility for loss occasioned to any person acting or refraining from action as a result of any material in this publication. On any specific matter, reference should be made to the appropriate advisor.

DPD5529